

鋼船規則等改正案の施行及び適用一覧

2023 年度 鋼船規則等制定改廃報告

1. 鋼船規則等制定改廃に関する基本方針

船舶に関する諸般の事業の進歩発展を図り、人命及び財産の安全を期するとともに海洋環境の保全に貢献することを目的として、種々の技術規則を整備する。

具体的には、下記に示す6項目に基づき、迅速且つ確実に規則制定改廃を実施する。

- a. **研究開発成果の反映**：技術基準や検査業務に関連した研究開発及び船舶設計や情報技術に関連した新技術の研究開発より得られた成果を規則に反映する。
- b. **損傷からのフィードバック**：損傷の再発防止を目的として、船舶の損傷・トラブルの調査解析より得られた結果を規則に反映する。
- c. **業界からの要望等への対応**：業界と幅広く意見交換を実施し、得られた要望等を参考に、より合理的な規則となるよう制定改廃を行う。
- d. **国際条約への対応**：日本政府代表团又は IACS の一員として国際海事機関 (IMO) の条約改正等に貢献するとともに、策定された条約等を前広に規則に取入れる。
- e. **IACS 統一規則等への対応**：IACS における統一規則等の制定改廃作業において、より合理的な規則となるよう主導するとともに、採択された IACS 統一規則 (UR) 及び IACS 統一解釈 (UI) を前広に規則に取入れる。
- f. **国内法への対応**：国内法規の要件について管轄官庁と情報交換を行い、遅滞無く規則に取入れる。

2. 2023 年度鋼船規則等制定改廃報告

図 1 に示すように、上記の a.~f. の 6 項目を基本として、表 1 に示す鋼船規則等改正案の施行及び適用一覧の通り関連規則等の制定改廃を行った。

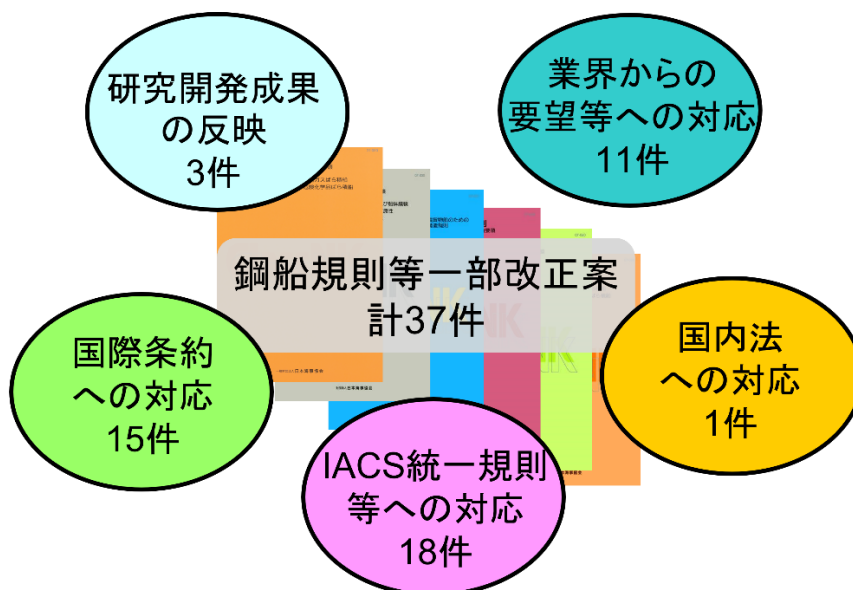


図 1 鋼船規則等一部改正案の内訳

表 1 鋼船規則等改正案の施行及び適用一覧

改正理由					
a: 研究開発成果の反映	d: 国際条約への対応				
b: 損傷からのフィードバック	e: IACS 統一規則等への対応				
c: 業界からの要望等への対応	f: 国内法への対応				

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	a	b	c	d	e	f
1*	鋼船規則 B 編一部改正案 (貨物区域を有さない船舶の板厚計測)	2023 年 7 月 1 日以降に申込みのあった検査に適用						○	
2*	鋼船規則 B 編, D 編及び旅客船規則並びに関連検査要領一部改正案 (バラスト管の配置の年次検査)	(1) 鋼船規則 B 編及び鋼船規則検査要領 B 編 制定日以降に申込みのあった検査に適用 (2) その他 制定日から適用					○	○	
3	登録規則細則一部改正 (船級符号への付記)	2023 年 7 月 1 日から適用				○			
4*	事業所承認規則及び安全設備規則並びに関連検査要領及びバラスト水管理設備規則検査要領一部改正案 (サービスの提供事業所の承認)	2023 年 7 月 1 日から適用						○	

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	a	b	c	d	e	f
5*	国際条約による証書に関する規則一部改正案 (SOLAS 条約関連証書の改正)	2024 年 1 月 1 日以降に適用					○		
6*	国際条約による証書に関する規則，船用品等検査試験規則，事業所承認規則，鋼船規則 B 編，D 編，M 編，居住衛生設備規則，揚貨設備規則及び関連検査要領，登録規則細則，海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領，安全設備規則検査要領，無線設備規則検査要領，冷蔵設備規則検査要領，内陸水路航行船規則検査要領，試験機規則検査要領，海上コンテナ規則検査要領並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領一部改正案 (規則中の各種申込書の書式例)	制定日から適用				○			
7*	鋼船規則 C 編及び関連検査要領一部改正案 (スロッシングに関する要件)	2023 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用。 ただし，現行 C 編適用船の同型船については，2025 年 1 月 1 日前に建造契約が行われる船舶まで現行 C 編適用可。	—	○					

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	a	b	c	d	e	f
8	鋼船規則検査要領 GF 編及び N 編一部改正案 (製品溶接確認試験)	(1) 鋼船規則検査要領 GF 編 GF16.3.5-1.(1) 及び鋼船 規則検査要領 N 編 N6.5.5-1.(1) を削る改正 制定日から適用 (2) その他 制定日以降に建造契約 が行われる船舶に適用	—			○			
9*	鋼船規則 CSR-B&T 編一部改正案 (Common Structural Rules for Bulk Carriers and Oil Tankers, 1 January 2022, Rule Change Notice 1)	2023 年 7 月 1 日以降に建造 契約が行われる船舶に適用	—				○	○	
10*	鋼船規則 A 編, B 編, U 編, CSR-B&T 編, CS 編, D 編, GF 編, H 編, K 編, L 編, M 編, N 編, S 編, I 編, O 編, P 編, PS 編, Q 編, R 編, 海洋汚染防止のため の構造及び設備規則, 揚貨設備規則, 高速船規則, 旅客 船規則, 内陸水路航行船規則, 強化プラスチック船規 則, フローティングドック規則及び関連検査要領, 安 全設備規則検査要領並びに船用材料・機器等の承認及 び認定要領一部改正案 (鋼船規則 C 編全面改正に伴う参照番号の修正)	2023 年 7 月 1 日以降に建造 契約が行われる船舶に適 用。 ただし, 現行 C 編適用船の 同型船については, 2025 年 1 月 1 日前に建造契約が行 われる船舶まで現行 C 編適 用可。	—	○		○			

No.	改正案	施行／適用		改正理由						
		新船	現存船	a	b	c	d	e	f	
11*	鋼船規則 C 編及び関連検査要領一部改正案 (鋼船規則 C 編関連)	2023 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用。 ただし、現行 C 編適用船の同型船については、2025 年 1 月 1 日前に建造契約が行われる船舶まで現行 C 編適用可。	—	○		○				
12	船用材料・機器等の承認及び認定要領一部改正案 (承認又は認定品の公表)	制定日から適用				○				
13*	鋼船規則 K 編及び関連検査要領並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領一部改正案 (鋳鋼品及び鍛鋼品に係る IACS 統一規則の取入れ)	(1) 鋼船規則 K 編 5.1.2 及び 6.1.2 制定日から適用								
		(2) その他 2023 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用	—			○		○		
14*	鋼船規則 O 編及び高速船規則並びに関連検査要領一部改正案 (洋上風力発電設備支援船)	2023 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用。 ただし、申出により先取りで適用可。	—			○				

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	a	b	c	d	e	f
15	鋼船規則検査要領 GF 編及び N 編一部改正案 (ドライケミカル粉末消火装置の承認ガイドラインの改正)	次のいずれかに該当する固定式ドライケミカル粉末消火装置に適用 (1) 2023 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に搭載される装置。建造契約がない場合には、2023 年 7 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に搭載される装置。 (2) 前(1)以外の船舶であって、船舶への装置の契約納期が 2023 年 7 月 1 日以降の装置。契約納期がない場合は、実際の納入日が 2023 年 7 月 1 日以降の装置。					○		
16	鋼船規則検査要領 S 編一部改正案 (危険化学品ばら積船の酸の耐食処理)	2023 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用	—					○	
17	鋼船規則検査要領 N 編一部改正案 (他船への貨物移送用追加設備の保護範囲)	2023 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用	—				○	○	
18	船用材料・機器等の承認及び認定要領一部改正案 (窓の火災試験方法に関する統一解釈)	(1) 船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 4 編 2023 年 7 月 1 日以降に認定される防火構造材料に適用 (2) 船用材料・機器等の承認及び認定要領 附属書 2 制定日から適用						○	

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	a	b	c	d	e	f
19	鋼船規則検査要領 S 編一部改正案 (危険化学品ばら積船の甲板タンク)	制定日から適用							○
20	鋼船規則検査要領 R 編及び旅客船規則検査要領一部改正案 (仕上材等の発煙の可能性及び毒性)	2023 年以降に建造契約が行われる船舶に適用	—				○	○	
21	鋼船規則検査要領 V 編一部改正案 (復原性計算における通風筒の取扱い)	2023 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用	—					○	
22	安全設備規則検査要領一部改正案 (救命艇の外装における色彩)	制定日から適用					○		
23	鋼船規則 B 編及び S 編並びに関連検査要領一部改正案 (危険化学品ばら積船のオペレーションマニュアル)	制定日から適用				○			

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	a	b	c	d	e	f
24	安全設備規則検査要領一部改正案 (LED 水密電気灯の使用の明確化)	制定日から適用					○		
25	旅客船規則検査要領一部改正案 (旅客船の垂直ダクトの防熱要件)	2023 年以降に建造契約が行われる船舶に適用	—					○	
26	鋼船規則検査要領 N 編一部改正案 (液化ガスばら積船の貨物満載試験)	2023 年 7 月 1 日以降に申込みのあった検査に適用	—				○		
27	鋼船規則検査要領 GF 編一部改正案 (ガス燃料配管のフランジ接続)	2023 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用	—				○		
28	鋼船規則検査要領 N 編一部改正案 (液化ガスばら積船の ESD 弁のフェイルクローズ機能)	2024 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用	—					○	

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	a	b	c	d	e	f
29	鋼船規則検査要領 N 編一部改正案 (ベローズ形伸縮接手の突合せ溶接部の非破壊検査)	2023 年 7 月 1 日から適用					○		
30	鋼船規則検査要領 D 編, S 編及び R 編一部改正案 (タンカーの貨物管及びガスフリー管の配置)	2023 年 7 月 1 日以降に建造 契約が行われる船舶に適用	—				○	○	
31*	鋼船規則 A 編, B 編, 自動化設備規則, 旅客船規則及 び内陸水路航行船規則並びに関連検査要領一部改正案 (海水潤滑式プロペラ軸及び船尾管軸の検査方法の代 替措置)	2023 年 7 月 1 日から適用				○			
32*	鋼船規則 D 編, 自動化設備規則及び内陸水路航行船規 則並びに関連検査要領一部改正案 (往復動内燃機関の安全措置)	2023 年 7 月 1 日以降に建造 契約が行われる船舶に適用	—					○	
33*	鋼船規則 B 編, D 編, GF 編, N 編及び関連検査要領, 高速船規則検査要領, 内陸水路航行船規則検査要領並 びに船用材料・機器等の承認及び認定要領一部改正案 (海上試運転, 往復動内燃機関の製造工場等における 試験及びガス燃料機関)	制定日から適用						○	

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	a	b	c	d	e	f
34*	海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに登録規則細則一部改正案 (窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足する船舶における船級符号の付記)	制定日から適用				○			
35	海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領一部改正案 (バイオ燃料に関する MARPOL 附属書 VI 統一解釈)	2023 年 7 月 1 日から適用					○	○	
36	海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領並びに船舶用原動機放出量確認等規則実施要領一部改正案 (窒素酸化物低減装置を備える船舶用原動機の認証)	2023 年 7 月 1 日から適用					○	○	
37	鋼船規則検査要領 D 編及び H 編, 高速船規則検査要領並びに内陸水路航行船規則検査要領一部改正案 (単一の推進用電動機に対する冗長性)	2023 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用	—				○	○	

1. 表中の*は、国土交通大臣の認可対象となるものです。
2. 制定日は、原則として国土交通大臣の認可を受けた後、確定されます。